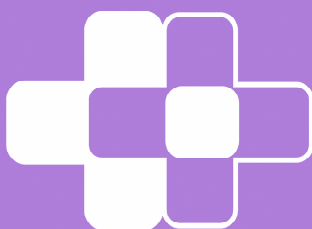


春日部市 市制施行20周年記念事業 実施報告書

20th Anniversary



+1のあるまち
kasukabe



春日部市
KASUKABE CITY

市制施行 20 周年を迎えて

春日部市は、平成 17 年 10 月 1 日、旧春日部市と旧庄和町が合併し、新たな春日部市が誕生しました。

以来、20 年の歳月を経て、本年、合併 20 周年の記念すべき節目を迎えることができましたこと、心より感謝申し上げます。

これもひとえに、まちづくりにご尽力をいただきました皆様をはじめ、温かいご理解とご協力をいただきました市民の皆様に、深く敬意を表する次第でございます。

現在取り組んでいる様々な事業を推し進め、「住んで良かった、住み続けたい、さらには 住んでみたいと思えるまち 春日部」の実現を目指してまいります。

また、春日部市市制施行 20 周年キャッチコピー「かすかべ、あなたの好きが続くまち」に込められたメッセージにありますように、市民の皆様が、それぞれに、このまちでの暮らしや、自然 文化など、様々な魅力に、誇りや愛着を持ち続けていただけるよう、また、進学や就職で、一度、春日部を離れた方々が、このまちに戻り、「また住んでみよう、暮らしてみよう」と、思っただけられるよう、皆様の「ふるさと かすかべ」をさらに、「魅力あるまち」にしてまいります。

今後におきましても、市民をはじめ、多くの関係される皆様とともに、未来の春日部を築いてまいりたいと考えております。

市政発展のため、今後とも、より一層のお力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。



春日部市長 岩 谷 一 弘

目

次

◆実施基本方針	1
◆お祝いコメント・メッセージ	3
◆記念式典	8
◆実施事業一覧	
○主な事業（新規）	12
○主な事業	17
○春日部市市制施行20周年記念プレ事業	27
○春日部市市制施行20周年記念事業	29
○春日部市市制施行20周年記念協賛事業	48
◆PR・啓発	54
◆参考	57

実施基本方針

1 名 称 春日部市市制施行 20 周年記念事業

2 テーマ 「春日部に住んで良かった、

住み続けたい」と

思えるまちを目指す

春日部市は、平成 17 年 10 月 1 日に旧春日部市と旧庄和町が合併し、新たな春日部市としてスタートしてから、令和 7 年 10 月 1 日で 20 年目を迎えます。

この節目の年を通じて、「春日部に住んで良かった、住み続けたい」と思えるまちを目指して、お子様からご高齢の方まで幅広く参加していただけるような企画を様々な分野で検討し、皆様の思い出に残るよう記念事業を展開します。

3 実施期間 プレ期間：令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
本期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

春日部市市制施行20周年記念ロゴマーク

デザイン案は職員が制作し、職員1,832名に対しアンケートを実施して、最も得票数の多かったものを採用しました。



コンセプト

春日部市市制施行10周年を記念して製作された、シティセールスシンボルマーク「+1（ぷらすわん）のあるまち kasukabe」は、この10年間を通して定着してきました。

20周年を迎えるにあたり、「+1」という、皆さまがそれぞれに持つ「春日部の魅力」を共有して、より一層まちを盛り上げていきたいという思いを込め、「+1のあるまち kasukabe」をベースに、市の花である「フジ」の色のスタンプをイメージしたデザインとしました。

春日部市市制施行20周年記念キャッチコピー かすかべ、

あなたの好きが続くまち

採用者：東中学校 3年 田中 瑛大(たなか えいた)さん

市内公立中学校に通う中学生を対象に募集を行い、600点以上の応募の中から決定しました。

コンセプト

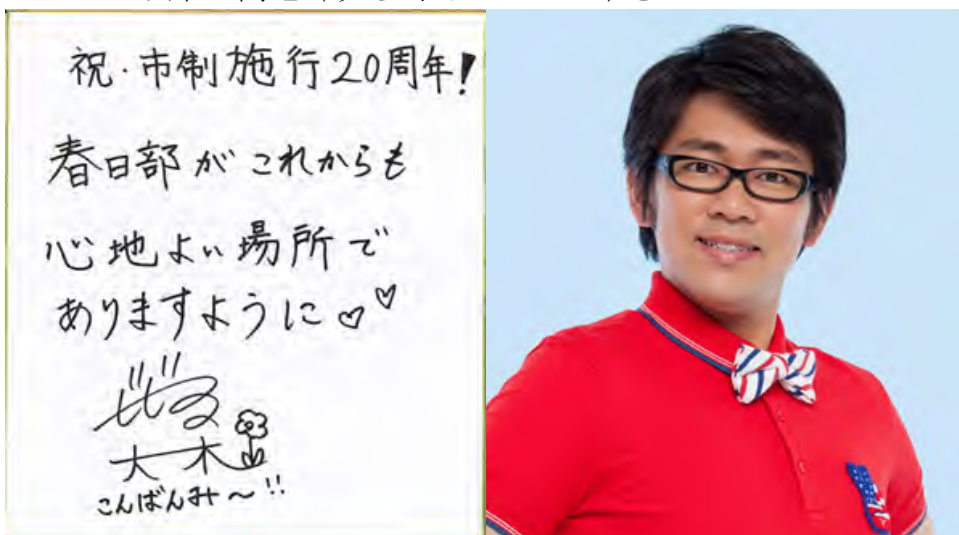
今回のテーマである”「春日部に住んで良かった、住み続けたい」と思えるまちを目指す”をイメージしたときに、春日部を好きになることが大切だと考えました。春日部には、有名なものや誇れることがたくさんあり、そういったものを色々な人に好きになってほしい、また、その好きがずっと続いてほしい、という思いを込めました。

お祝いコメント・メッセージ

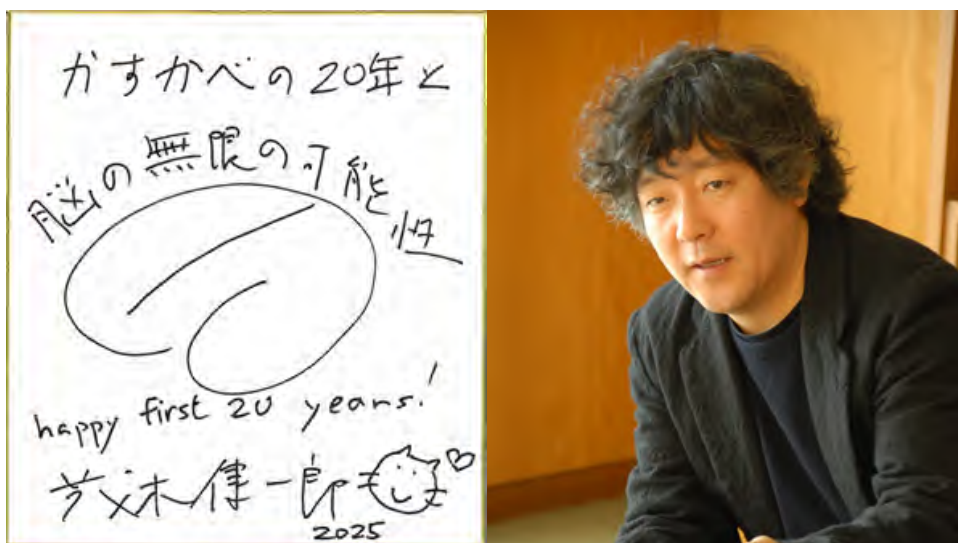
かすかべ親善大使の皆さんからお祝いのコメントが届きました！



内山 高志(うちやま たかし)さん



ビビる大木(びびるおおき)さん



茂木 健一郎(もぎ けんいちろう)さん

春日部市市制施行20周年
 おめでとうございます♡。
 これからもますます明るい春日部に
 向かって、共に歩ませてください♡。
 2019年3月
 かすかべ親善大使
 シンガーソングライター あえか



あえかさん

空が
 美しい
 春日部
 いつも
 応援しています
 井田寛子
 ♡ 🌱 😊



井田 寛子 (いだ ひろこ)さん

自然
 におまかせ
 春日部
 市
 太田裕美



太田 裕美(おおた ひろみ)さん

祝!!市制20周年
これから住み好街
“春日部”
佐藤 寿人



佐藤 寿人(さとう ひさと)さん

市政20周年
心よりお祝い申し上げます
佐藤 勇人



佐藤 勇人(さとう ゆうと)さん

これから
春日部市と共に!!
渡嘉敷 来夢



渡嘉敷 来夢(とかしき らむ)さん

春日部市市制施行
20周年
おめでとうございます！！
はなわ



はなわさん

ア・タ・カ・ジ・ン
春日部市20周年
おめでとうございます
山崎

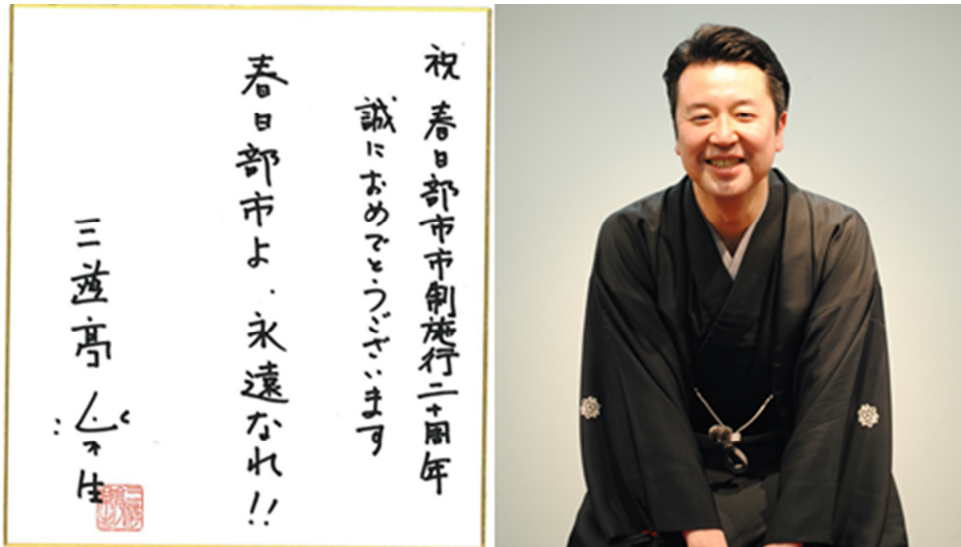


山崎 弘也(やまざき ひろなり)さん

20周年☆☆
おめでとうございます。
山
3ヶ
おかし
よういお難いはず



山口 乃々華 (やまぐち ののか) さん



三遊亭 楽生（さんゆうてい らくしょう）さん

友好都市であるアメリカ合衆国パサディナ市長及び、かすかべ親善大使の山口乃々華さんからお祝いのメッセージをいただきました！

友好都市 アメリカ合衆国パサディナ市

友好都市であるアメリカ合衆国パサディナ市長から、お祝いのメッセージが届きました！



かすかべ親善大使 山口乃々華(やまぐちの のか)さん

かすかべ親善大使の山口乃々華さんから、お祝いのメッセージが届きました！



春日部市の YouTube 公式チャンネルからご覧いただけます

記念式典

春日部市市制施行20周年記念式典

日 時 令和7年10月4日(土)午後1時開式

場 所 正和工業にじいろホール(春日部市民文化会館)

式 次 第

【第0部】

表彰式

【第1部】

「ナターシャ・グジー」によるコンサート

【第2部】

- 1 開式のことば
- 2 市長式辞
- 3 市議会議長あいさつ
- 4 来賓祝辞
- 5 来賓紹介
- 6 特別功労賞表彰
- 7 受賞者代表あいさつ
- 8 合唱の紹介
- 9 ふるさと合唱
- 10 閉式



春日部市市制施行20周年記念を祝う記念式典が、市民文化会館大ホールにおいて来賓、招待者など約1400人を迎え盛大に行われました。

表彰式では市政への功労や模範となる善行、技能関係の功労を表彰する市表彰で65名、約10年にわたり市政発展にご尽力いただいた方々を表彰する特別表彰で554名の方々にそれぞれ感謝の意をお伝えしました。

コンサートでは、ウクライナ出身の歌手、ナターシャ・グジー氏によるバンドゥーラの演奏と美しい歌声が会場いっぱいに響き渡りました。

式典では、かすかべ親善大使の三遊亭楽生師匠が司会を務め、舞台転換の間には高座を披露いただくなど会場を大いに盛り上げていただきました。フィナーレには、ナターシャ・グジー氏と市内の小中学生と一緒に「ふるさと」の合唱を行い、会場が一体感に包まれました。



(「ふるさと」合唱の様子)



(かすかべ親善大使 三遊亭楽生師匠による高座)



(20周年記念キャッチコピー採用者 田中瑛大さん)



(式典運営に携わった市職員の一部)

□春日部市市施行 20 周年記念特別表彰実施について

名 称

春日部市市制施行 20 周年記念特別表彰

表彰の基準等

市制施行 20 周年特別表彰候補者条件

- 平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、継続して春日部市表彰規則実施要領第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する規定する職(市長、副市長、教育長、病院事業管理者、病院長及び水道事業管理者を除く。)を務めた者。

特別表彰候補者となりえる公職	
第 2 条 第 1 号	市議会議員
	教育委員会委員（教育長を除く。）、選挙管理委員会委員、監査委員 公平委員会委員、農業委員会委員（市議会議員を除く。） 固定資産評価審査委員会委員
	人権擁護委員、行政相談員、保護司、民生委員・児童委員
	審議会等附属機関の委員、防犯のまちづくり推進協議会委員 自転車対策協議会委員、交通指導員、消費生活相談員、家庭児童相談員 消防団員、学校医、保育所嘱託医、学校歯科医、保育所嘱託歯科医 学校薬剤師、美術展覧会実行委員会委員、成人式実行委員会委員 放課後子ども教室運営委員会委員、生涯学習市民推進員
	医師会の会長、歯科医師会の会長、薬剤師会の会長、自治会連合会を 組織する自治会等の会長、商工会議所の会頭、庄和商工会の会長、観光協会の会長、社会福祉協議会の会長
第 2 条 第 2 号	公共的団体に所属する者 ※公共的団体とは市内全域を活動拠点とする民間の団体で、市から補助金、交付金等を支出している団体及び市政にとって極めて重要な協力団体で、市長が必要と認めた団体

2. その他、特に市長が表彰に値すると認めた者

受賞者の決定

上記基準に該当する者を各部からの内申により受賞候補者を決定し、受賞意思の確認後、受賞者を決定する。